

神栖市ふるさと納税推進事業実施要領

令和5年4月1日
企画部政策企画課

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を利用して寄附を行った者（個人の他法人・団体も含む。以下「寄附者」という。）に対し、市と関連のある特産品等を返礼品として送付することにより、同制度の利用促進を図るとともに、事業者と共に行うまちづくりとして特産品等をPRし、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 返礼品及び協力事業者の登録

市は、寄附者に送付する返礼品について、別に定める選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、返礼品及び返礼品を取り扱う協力事業者（以下「協力事業者」という。）を選定し、登録しておくものとする。

3 返礼品の返礼割合等

- (1) 送付する返礼品の返礼割合（寄附金額に対する返礼品代（品代、梱包代、消費税を含めた額）は30.0%以内とする。
- (2) (1)の他、返礼品代及び配送代等の募集に要した費用の額の合計額は、寄附金額の50.0%を超えないこととする。

4 寄附金の申込み及び返礼品の送付手順

- (1) 神栖市に対し、ふるさと納税に係る寄附金を申し込もうとする者は、神栖市ふるさと納税（寄附金）申込書（別記様式）又は市が委託する事業者のホームページの申込みフォームにより申し込むものとする。
- (2) 市または市が本業務を委託した事業者（以下、「市等」という）は、(1)の申込みについて、当該寄附金の受領を確認するものとする。
- (3) 市等は、(2)の確認を行ったときは、寄附者に寄附金の受領を証明する文書を送付する。（寄附者が送付不要とした場合を除く。）
- (4) 市等は、寄附者が希望する返礼品の送付を協力事業者に依頼する（返礼品送付の希望がある場合に限る。）ものとする。
- (5) 協力事業者は、(4)の依頼に基づき、当該返礼品を寄附者へ送付するものとする。
- (6) 協力事業者は、(5)の送付の後、必要書類を添え、月ごとに、市等に対し当該返礼品の代金、包装代、送料、消費税等送付に要した費用を請求するものとする。
- (7) 市等は、(6)の請求に基づき費用を協力事業者に支払うものとする。

5 返礼品及び協力事業者登録に係る申込み等

(1) 返礼品及び協力事業者登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、市が別途定める計画に従って、次の書類を添えて市長に申請するものとする。

①誓約書

②協力事業者参加等申込書

③申込者の概要がわかる書類等（名称、所在地、代表者名、業務内容等）

④返礼品として選定を希望する特産品等の概要（名称・仕様・特徴等）がわかる書類等及び写真（画像データ）

⑤その他市長が必要と認める書類

(2) 市は、(1)の提出があったときは、選定基準に基づき審査し、登録の可否を決定し、申込者へ通知する。ただし、返礼品及び登録事業者の登録期間は、市が別途定めるものとする。

(3) 協力事業者は、返礼品を変更・追加しようとするときは、市が別途定める計画に従って、(1)に準じて、書類を市長に提出するものとする。

(4) 市は、(3)の提出があったときは、(2)に準じて取扱うものとする。

(5) 協力事業者は、返礼品を中止もしくは廃止しようとするときは、速やかに市等へ連絡するものとする。

(6) 市は(5)による申し出があった場合は、今後の対応について検討し、また、必要に応じて協力事業者又は市が本業務を委託した事業者と協議し、その結果を協力事業者へ通知するものとする。

6 返礼品及び協力事業者の登録の取消し

市長は、返礼品及び協力事業者が下記に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 総務省が通知する返礼品に関する基準等を満たさなくなった場合

(2) 市の基準を満たさなくなった場合

(3) その他に事情により、本事業に相応しくないと認められる場合

7 個人情報保護

市が委託する事業者及び協力事業者は、本事業により提供を受けた個人情報を厳重に取扱わなければならない。また、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。この場合、委託期間が終了した後、又は協力事業者でなくなった後においても、同様とする。（ただし、返礼品の送付後に寄附者から商品の申込みがあった場合など、協力事業者が本事業に基づかないで入手した情報については、この限りでない。）